

平成26年度大磯町後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度大磯町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ760,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

平成26年2月18日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	保険料	394,566
	1 後期高齢者医療保険料	394,566
2	繰入金	364,170
	1 一般会計繰入金	364,170
3	繰越金	1
	1 繰越金	1
4	諸収入	1,263
	1 延滞金、加算金及び過料	11
	2 償還金及び還付加算金	1,250
	3 預金利子	1
	4 雑入	1
	歳 入 合 計	760,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	11,338
	1 総務管理費	8,674
	2 徴収費	2,664
2	後期高齢者医療広域連合納付金	745,410
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	745,410
3	諸支出金	1,251
	1 償還金及び還付加算金	1,250
	2 繰出金	1
4	公債費	1
	1 公債費	1
5	予備費	2,000
	1 予備費	2,000
	歳 出 合 計	760,000